

1. 事故発生の日時 平成28年12月 1日(木) 9時58分頃

2. 事故発生の場所 紀美野町

3. 事故発生場所の工事名、工期

工事名：道路改良工事

工期：平成27年 9月 4日～平成29年 3月31日

4. 請負業者名 県内建設業者

5. 事故発生状況

トンネル坑口より310m地点において、スライドセントルを移動させていた際、前方にある防水工台車のクレーン装置にスライドセントルの引抜きバイブレーター架台が干渉した。

そのためスライドセントルを固定したうえで、スライドセントル上部で風管の作業をしていた被災者が元請業者の指示を受け、レバーブロックを使い干渉していた架台を移動させる作業を行っていた。

防水工台車の上部にいた元請業者の声かけに対し、被災者の返事が無かったため、架台下の元請業者の作業員がスライドセントル上部に駆け上がったところ、被災者がスライドセントルの鉄骨と架台との間に、ヘルメットで防護されていない両側頭部を挟まれているのを発見し、病院に緊急搬送されたが意識不明の重体となりその後死亡した。

○男性1名死亡

6. 事故原因

- ・防水工台車のクレーン装置にスライドセントルの引抜きバイブレーター架台が干渉するほど接近させて作業を行ったため。
- ・スライドセントルの引抜きバイブレーター架台と防水工台車が干渉した際、作業を中止せずスライドセントルを次回打設位置に移動させる作業を行ったため。
- ・引抜きバイブレーター架台の移動作業を1人で行ったため。
- ・覆工作業に慣れており、作業員に油断があったため。
- ・バイブレーター架台とスライドセントルの間に入って作業したため。

7. 改善対策

- ・各作業の工程管理を徹底し、スライドセントルと防水工台車が干渉しないよう十分な離隔を確保する。
- ・作業開始前に必ずミーティング及びKY活動を行い、合図及び安全確認者を配置したうえで作業を監視する。
- ・引抜きバイブレーター架台に可動域を制限する安全装置(チェーン)を設置する。
- ・バイブレーター架台を移動させる際は、架台とスライドセントルの間に入らない。